

業務DX・セキュリティ基盤構築業務に係る

公募型プロポーザルの実施について

次のとおり、公募型プロポーザルによる企画提案の募集を行います。

2026年9月9日

佐賀県信用保証協会

1 業務内容

- (1) 委託業務名 業務DX・セキュリティ基盤構築業務
- (2) 委託業務の仕様等 提案依頼書(RFP)による
- (3) 履行期間 契約締結日から2032年3月31日まで
(システム構築等の導入業務及び本番稼働後5年間の運用・保守業務を一括して委託する。ただし、本番稼働の時期は、提案内容を踏まえ契約締結時までに協議のうえ決定する。)
- (4) 調達の範囲 クラウド型業務システム
(グループウェア、勤怠管理、人事・労務管理、給与計算、ワークフロー・電子稟議、顧客管理)、端末調達及びキッティング・納品、セキュリティ基盤(EDR、IT資産・端末管理、SASE、MFA/SSO、メール誤送信対策)並びにセキュリティ運用サービス(SOC監視、ログ統合、インシデント対応、設定・運用代行))

2 参加資格に関する事項

本件公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県信用保証協会(以下「当協会」という。)を管轄する佐賀県の担当課に照会する場合がある。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (2) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (3) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第

2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 手続等に関する事項

(1) 担当部署

部署名	企画総務部企画デジタル課
担当者	富田、重松
住所	佐賀市白山二丁目1番12号
電話番号	0952-24-4330
メールアドレス	densan@saga-cgc.or.jp

(2) 提案依頼書(RFP)、実施要領及び各様式の交付期間及び方法

ア 交付期間

2026年9月9日(水曜日)から同年10月16日(金曜日)午後5時まで

イ 交付方法

交付を希望する者は、商号又は名称、所在地、担当者の氏名、電話番号及び電子メールを明記のうえ、上記担当部署あて電子メールにより申し出ること。申出を受けた後、電子メールにより交付する。

※ 提案依頼書(RFP)、実施要領及び各様式は、当協会ホームページに掲載せず、交付を希望する者に対し個別に配布する。

※ 本公告にかかる日程の変更その他必要な連絡は、交付を受けた者に対し電子メールにより行う。

4 説明会の日時及び場所

本件公募型プロポーザルの説明会は実施しない。仕様等に関する質問は、実施要領に定める質問受付により受け付ける。

5 参加資格の確認

本件公募型プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書に関係資料を添付のうえ、上記担当部署に電子メールで送信し、参加資格の確認を受けること。

提出期限 2026年9月25日(金曜日)午後5時必着

参加資格の確認結果は、2026年10月2日(金曜日)までに電子メールにより通知する。

6 提案書の提出

(1) 提案書の内容及び提出書類は、実施要領9のとおりとする。

(2) 提出方法 次のア及びイの両方により提出すること。

ア 紙媒体7部(正本1部、副本6部)を上記担当部署あて持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、書留郵便その他配達の記録が残る方法によること。

イ 電子データ(PDF)1部を上記担当部署あて電子メールにより提出すること。

※ 紙媒体と電子データの内容は同一のものとする。

※ 電子メールの容量制限により送信できない場合は、事前に担当部署に連絡すること。

※ 送信後は、開封確認等により着信の確認を行うこと。

(3) 提出期限 2026年10月16日(金曜日)午後5時必着(紙媒体・電子データとも)

7 プレゼンテーションの日時及び場所

(1) 日時 2026年10月22日(木曜日)及び同月23日(金曜日)

(2) 場所 佐賀県信用保証協会 会議室

※ プレゼンテーションは参加者ごとに行う。参加者ごとの開始時間は別途連絡する。

※ プレゼンテーションは対面により実施する。オンラインによる実施は行わない。

8 結果の通知

審査会終了後、2026年10月30日(金曜日)までに、電子メールにより全ての参加者に対し通知する。

9 評価に関する事項

(1) 評価項目及び配点は、提案依頼書(RFP)「8 選定基準」のとおりとする(100点満点)。

(2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、又は添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

(3) 提案内容の水準を確保するため、最低基準点を60点とする。

10 その他

(1) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額(消費税及び地方消費税額を含む金額)とする。費用の区分及び記載方法は、提案依頼書(RFP)「6.5 費用」のとおりとする。

(2) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本件公募型プロポーザルの手続について不正行為を行った場合

- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1者で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 提案依頼書(RFP)に定める予算の上限を超える提案を行った場合
- ケ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(3) 手続の中止

次のいずれかに該当する場合は、本件手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないとき。

(4) 委託契約候補者の決定方法

提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、企画提案を100点満点で採点のうえ、合計得点の最も高い者を委託契約候補者とする。最高点が同点の者が2人以上ある場合は、見積金額がより低い者を委託契約候補者とする。なお、合計得点60点以上を最低基準とし、これに満たない者は委託契約候補者とししない。

応募者が多数の場合は、書類審査の段階で絞り込みを行ったうえでプレゼンテーションを行う。

委託契約候補者の決定後、提案内容及び費用について協議を行う。協議が調わない場合は、次順位の者と協議することがある。

(5) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(6) その他

本公告に定めるもののほか、必要な事項は実施要領及び提案依頼書(RFP)による。

以 上